

令和2年4月開始

# 介護の資格取得を応援します！ 介護資格取得支援助成金

本町では介護の資格取得にかかる研修費の一部を助成します。詳細は下記係に問い合わせるか町ホームページをご覧ください。

- ◆対象となる研修／
- ・介護職員初任者研修
  - ・介護福祉士実務者研修

対象者		助成割合
一般	資格取得後から3カ月以上、町内の介護事業所に就業する必要があります。	7割
高校生	授業の一環としての介護資格の取得機会がある方は対象外。	9割

■問い合わせ／役場保健福祉課介護保険係（1階⑥番窓口☎内線137）

## 令和2年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の令和2年度介護保険料をお知らせします。令和元年10月の消費増税に伴い、町民税非課税世帯（所得段階が第1・2・3段階）の方は介護保険料が軽減されます。

所得段階	対象者（所得などの条件）	保険料年額
第1段階	(次のいずれかに該当する方) 生活保護受給者・町民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者・町民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	20,600円
第2段階	町民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超え120万円以下の方	34,300円
第3段階	町民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超えの方	48,000円
第4段階	本人が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方（世帯には課税者あり）	60,400円
第5段階	本人が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超えの方（世帯には課税者あり）	68,700円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	85,800円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	92,700円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	103,000円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	120,200円

問い合わせ／役場保健福祉課介護保険係（1階⑥番窓口☎内線137）

対象は大学生まで！

## 子育て支援医療費等還元事業

本町では、子どもが病気やけがで通院・入院した時の「医療費」を町内で使える「お買物券」に交換する「子育て支援医療費等還元事業」を実施しています。詳しい手続き方法などは下記係へ問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

対象者

### 0歳から大学生まで（短大、専門学校を含む）

- ※予備校や職業訓練校などの各種学校の学生は対象となりません。
- ※大学生・短大生・専門学校生は、年度の最初の申請時に在学証明書か学生証の提示が必要です。

注意

- 期限切れによるポイント失効が発生しています。ポイントの有効期限は、ポイントカードの最終更新日から2年間です。
- 受診日から2年を経過するとポイント化できません。

問い合わせ 住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）



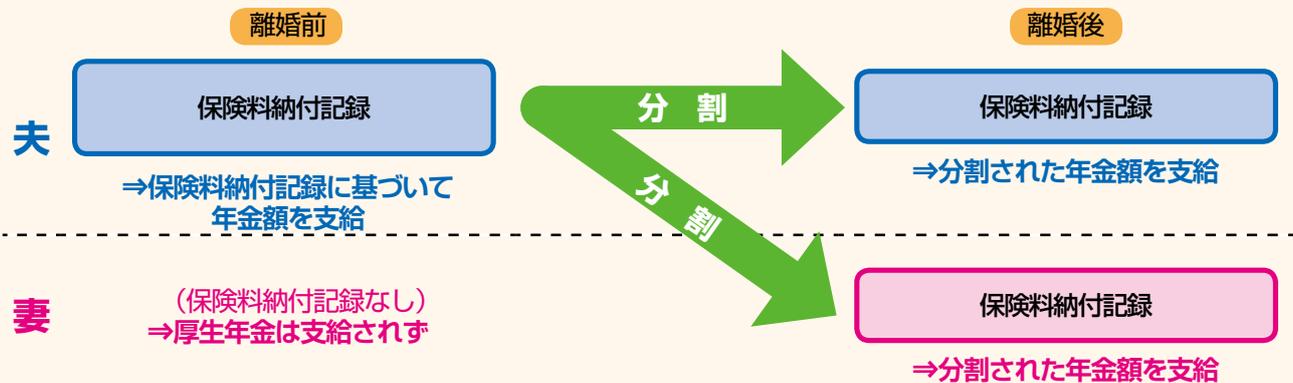
## 国民年金 離婚時の年金分割制度～離婚後2年以内に手続きを～

離婚した時は、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を分割して、それぞれ自分の年金にすることができます。手続きは離婚後2年以内に行う必要があります。年金分割の相談・手続きについては、下記へ問い合わせください。

### ■離婚時の年金分割のイメージ

サラリーマンなどが加入する厚生年金は、給与などの報酬額に応じて保険料を納付し、保険料納付記録に基づいて厚生年金が支払われます。年金分割が行われると、婚姻期間中の保険料納付記録が分割されます。

【例】サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）



### ■年金分割の方法

#### ・合意分割制度

離婚当事者の合意または裁判手続きによって、年金分割の割合について合意した上で請求手続きを行うもの。

#### ・3号分割制度

サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者（※）であった方からの請求により年金を分割できる制度。婚姻期間のうち平成20年4月以降に国民年金第3号被保険者の期間があった場合、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割することができる。

※国民年金第3号被保険者…厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

問い合わせ 釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)



## 町営住宅入居者募集

4月10日まで下記住宅の入居者を募集します。  
■申し込み・問い合わせ／役場管理課管財係  
(1階⑧番窓口☎内線142)

団地名	住宅番号	室構成	面積	竣工年度	月額家賃
川上団地	K-3-201	2LDK	54.90㎡	S61 (R1改修)	16,100～ 24,000円
桜団地	S-4-213	3LDK	76.73㎡	H5	22,900～ 34,100円
	S-4-324	3LDK	74.53㎡	H5	22,300～ 33,100円
	S-9-213	3LDK	76.73㎡	H7	23,500～ 31,100円
	S-10-125	2LDK	60.44㎡	H6	18,300～ 27,200円
桜南団地	M-5-4	1LDK	58.70㎡	H29	19,900～ 29,600円
虹別団地	N-8	3LDK	74.90㎡	H8	18,600～ 27,700円

#### ■申し込みに関するご注意

- ◎月額家賃は世帯人数や年間所得により上の表の幅が変わります。
- ◎1つの住宅に2件以上の申し込みがあった場合は、選考委員会を開催し、入居者を決定します。
- ◎申し込みの結果は20日ごろ郵送でお知らせします。
- ◎入居が決定した場合、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人（1人）の連署する請書の提出が必要で、月額家賃の3カ月分の敷金が必要となります。
- ◎単身者は1LDK・2DK・2LDKまでの住宅のみ申し込みできます。  
ただし、2LDKは2名以上の世帯の申し込みがある場合は、その世帯が優先されることがあります。
- ◎持ち家がある方（共有名義も含む）は申し込みできません。
- ◎町営住宅では犬・猫・鳥などの動物は飼うことができません。
- ◎3月10日現在、退去届けが出されている住宅です。入居日については、修繕などにより遅くなる住宅もありますのでご了承ください。

# ごみ処理手数料減免制度について

次のいずれかに該当する方は、ごみ処理手数料が減免されます。減免を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けています。

○対象者／次のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護を受けている世帯
- ②町民税が非課税である世帯
- ③母子世帯・65歳以上の高齢者世帯・障がい者のいる世帯のいずれかに該当し、町民税が均等割のみの世帯
- ④災害、その他の事故により、手数料の納付が著しく困難と認められる世帯

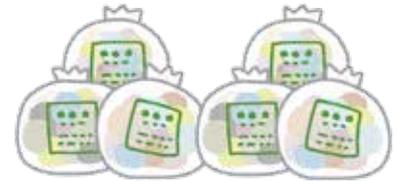
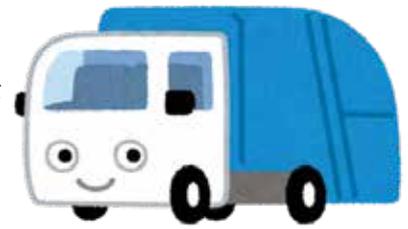
○減免の期間／

- ・①・②・③の世帯は6カ月  
※期間ごとに申請が必要です。申請の際は印かんを持参してください。  
※ごみ証紙（シール）が交付されます。

・④の世帯は随時

○受付場所・問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）、各公民館（受け付けのみ）

※交付したごみ証紙をほかの人に譲り渡すことはできません。



## 環境美化・リサイクルに関する助成制度について

### 生ごみ処理機の購入助成

○申請に必要な物／印かん、金融機関の口座番号が確認できる物

※購入前に申請が必要です。

○対象者／本町に1年以上居住している町民で、今後1年以内に転出の予定がない方

○対象製品・助成金額／生ごみ処理機（電気式、堆肥式）購入にかかる費用の4分の3以内を1円単位まで助成（付属品を除く）

- ・電気式（乾燥型・バイオ型）…上限45,000円
- ・堆肥式（コンポスター・発酵式2個1組）…上限5,700円

※助成は1世帯1台（発酵式は2個1組）まで。助成後は5年間申請できません。

※町内販売店で購入した製品に限ります。

### ディスポーザ（生ごみ粉碎機）の購入助成

○申請に必要な物／購入店の見積書、印かん、金融機関の口座番号が確認できる物

※購入前に申請が必要です。

○対象者／次の要件を全て満たす方

- ・本町に1年以上居住している町民で、今後1年以内に転出の予定がない方
- ・住宅が標茶市街地の下水道整備区域内にあり、下水道に接続または接続予定の方

○助成金額／付属品を含む本体購入・設置費用の4分の3以内を1円単位まで助成（上限60,000円）

※助成は1世帯1台まで。助成後は5年間申請できません。

※町内の排水設備指定工事店で購入・設置されたものに限ります。

### ダストボックスなどの購入助成

本町では、家庭ごみを排出する際に使用するダストボックス（鉄製屋外用）、ポリバケツ、カラスよけネットなどの購入費を助成しています。（ごみ出しに使用しない物は助成の対象となりません）

○申請に必要な物／購入店の見積書、印かん、金融機関の口座番号が確認できる物

※購入前に申請が必要です。

○対象者／本町に5年以上居住している町民

○助成金額／購入費用の4分の3以内を1円単位まで助成（上限20,000円）

※助成は1世帯1回のみ。

※町内販売店で購入した製品に限ります。

＝申請・問い合わせ＝役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

## 5月中旬募集開始

# 脳ドック受診者助成事業

脳梗塞や脳卒中などの脳血管疾患は日本人の死亡原因第3位となっており、後遺症を残すことも多い病気です。早期発見、早期治療、予防促進のため、本町では脳ドック検診費用の一部助成を行っています。

**助成額** 20,000円（自己負担額13,000円）

**定員** 100人（先着順）

### 対象者

- ・40～74歳の標茶町民で町税を滞納していない方
- ・（国民健康保険の方）次のいずれかの検診を受診または申し込みした方  
令和元年度秋の総合住民健診 令和2年度春の総合住民健診  
令和2年度国保ドック 令和2年度国保ミニドック
- ・（社会保険の方）加入する健康保険組合に脳ドック助成制度がない方、または制度はあるが今年度助成対象とならない方

※脳血管疾患で治療中の方、ペースメーカーなどの金属が体内に入っている方は受診できません。

**実施機関** 釧路労災病院、釧路孝仁会記念病院、中標津脳神経外科

**募集期間** 5月中旬から定員に達するまで（春の総合住民健診終了後）

※申込方法は広報しべちゃ5月号でお知らせします。

**検診内容** MRI（脳画像診断）、MRA（脳血管画像診断）、頸動脈エコー、血液検査、尿検査、心電図など

### 申し込みと受診の流れ

1. 申込書を役場に提出する。
2. 役場から決定通知書と助成券が送られてくる。
3. 実施機関に検診の予約をする。
4. 検診を受ける。実施機関の窓口で助成額を差し引いた自己負担額を支払う。
5. 実施機関から自宅に検診結果が届く。（結果は役場にも通知されます）

■申し込み・問い合わせ 役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

## 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内

高齢者の肺炎の中で最も頻度の高い原因菌は「肺炎球菌」です。肺炎球菌には90種類以上の型がありますが、高齢者肺炎球菌ワクチンでは23種類の型に対する免疫をつけることができます。

今まで一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを受けたことがなく、接種を希望する方はふれあい交流センター健康推進係までお申し込みください。（対象者への個別案内はしていません）

■実施医療機関／町立病院

■実施期間／4月1日～令和3年3月31日

■自己負担額／3,000円（生活保護・非課税世帯は無料）

■申し込み・問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）

※完全予約制です。日にちに余裕をもって申し込みください。

### 令和2年度に以下の年齢になる方が対象です

**65歳** 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方

**70歳** 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方

**75歳** 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方

**80歳** 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方

**85歳** 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方

**90歳** 昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方

**95歳** 大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方

**100歳** 大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障がいがある身障手帳1級程度の方も対象になります。

※接種したことのある方は、5年以上経過しても対象となりません。

# ワクチン接種で大切な人を守ろう！

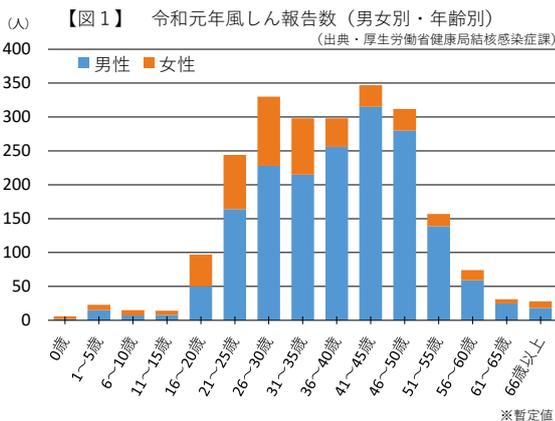
## 風しん抗体検査・予防接種のお知らせ

世界的に新型コロナウイルスが流行しており、皆さんもせきエチケツトや手洗いなどの感染症対策を実施していると思います。新型コロナウイルスは現在のところワクチンや治療薬がなく、対症療法が中心です。しかし、感染症の中にはワクチンが開発され、ワクチン接種によって免疫を事前に獲得し、感染を防いだり、重症化を防ぐことのできる病気があります。風しんはワクチンが確立されている病気の1つです。しかし、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で抗体保有率が低くなっており、昨年度から風しん対策の取り組みが行われてい

ます。風しんは人にうつす可能性があるばかりでなく、妊娠早期の妊婦がかかると胎児に感染し、先天性疾患・難聴・白内障などを引き起こす「先天性風しん症候群」になる可能性があるなど、大きな影響があります。昨年も全国的に風しんの発生がみられており、北海道では37件報告されています。男女別・年齢別で見ると、抗体保有率の低い41～45歳の男性に一番多く発生しています。【図1】

本町では昨年度、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しん抗体検査と予防接種を原則無料で受けられるクーポン券を送付しました。1月末までに、対象者315人中72人(22.9%)の方が抗体検査を受診し、うち18人(25%)には抗体がありませんでした。受診者の4人に1人は免疫がなく、予防接種が必要であることが明らかになりました。

風しんの追加的対策2年目となる今年度は、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方にクーポン券を送付します。昨年度対象の方(昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)で、まだ風しん抗体検査を受けていない方は、お持ちのクーポン券をそのまま使用して抗体検査を受けてください。クーポン券の有効期限は「2020年(令和2年)3月」と記載されていますが、期限を令和3年3月まで延長します。検査は健康診断(総合住民健診・国保ドックや職場の健診)のほか、かかりつけ医や近くの病院などで受けることができます。4月中に送



付されるクーポン券に詳しい案内が同封されています。検査の結果、風しんの抗体がないと判明した方は、必ず予防接種を受けましょう。予防接種は自身の感染症を予防するほか、一人一人が抵抗力を高めることで社会全体の免疫力を高め、流行を防ぐことにつながります。大切な人を感染症から守りましょう！

■問い合わせ／ふれあい交流センター  
〒1000  
1000  
ター健康推進係(☎485)



飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい!

# 牛乳を食べよう!



定番ロールキャベツのお肉を半分に減らし、

春雨にかえてカロリーダウン

今月のレシピ

## 春キャベツと春雨のロールキャベツ



J-milkホームページより提供

### 材 料(2人分)

キャベツの葉	4枚
春雨(乾)	30g
にんじん	1/3本
豚ひき肉	150g
塩・こしょう(肉のタネ用)	各少々
牛乳	400ml
塩(スープ用)	小さじ1/2
こしょう(スープ用)	少々
パセリ	適宜

### 作 り 方

- ①キャベツの葉をゆで、しんなりさせる。春雨は水で戻し、3cmの長さに切る。にんじんは皮をむき、5～6cmくらいの大きさに切ってから、角を切り落とし、フットボール状に形を丸く整える。(シャトー形)
- ②タネをつくる。ボウルに豚ひき肉と戻した春雨を入れ、よく混ぜ、塩・こしょうをする。
- ③ゆでたキャベツの葉を広げ、タネを巻き込む。
- ④鍋に並べ、牛乳を加える。
- ⑤にんじんを加え、弱火で煮たてないよう15分間ほど煮る。塩、こしょうで味を調べ、仕上げにパセリを散らす。

# 長寿88歳

おめでとうございます

《令和2年2月撮影》  
掲載に同意いただいた方のみ  
掲載しています。



野竹 幸吉さん  
(川上)



大槻 利男さん  
(桜)



伊藤 睦司さん  
(川上)



舟山 幸子さん  
(川上)



菊地 安雄さん  
(塘路)



高松 千ヨさん  
(川上)



森 ユキさん  
(磯分内)



古川 照子さん  
(川上)

## 生活豆知識 「契約」の 基本について 学びましょう!



- 契約は「多くの文字が並んだ書面に署名・押印をして同意するもの」と思われる方が多いのではないのでしょうか。実はお店で品物を購入する場合や、ホテルに宿泊する場合など、印かんを使わないものでも契約となり、身の回りの多くは契約で成り立っています。買い手（消費者）が購入・入会などの申し込みをし、売り手（事業者など）が承諾をしたものは、全て契約として成立します。
- 新年度が始まり、契約が多くなる時期を迎えます。身近な契約の種類や注意点などを学び、生活に役立てていきましょう。
- 身近な契約**
- ・ネット通販で買い物をする
  - ・新しい事を始める
  - ・美容院で髪を切る
  - ・電車に乗る
  - ・...
  - ・ひとことアドバイス
  - ・契約は原則口頭で成立し、一部の保証契約などを除いて書面の作成は必要ないとされていますが、契約後のトラブルを防ぐため、購入前に書面による契約が必要かどうかよく考えましょう。購入した物が不良品であった場合に、契約の証明となるレシートなどがあると返品や交換に応じてもらいやすくなります。
  - ・通常、ほとんどの契約は取り消し不可能です。しかし、訪問販売などによる押し売りで無理やり買わされた場合などは、クーリングオフ制度により契約を取り消しできることがあります。
  - ・日常の契約について、不審や不安に感じた時は1人で抱え込まず、お気軽に左記相談窓口へ問い合わせください。
- 相談窓口**
- ・役場観光商工課商工労働係（2階⑩番窓口 ☎内線251）
  - ・釧路市消費生活センター（☎0154-24-3000）
  - ・消費者ホットライン（☎188）

# 町立病院 診療体制について



佐藤泰男 院長



佐藤富士夫 副院長



山本陽子 内科医長

新年度の診療体制については、3月に山本医師が着任されたことに加え、北大医学部消化器外科Ⅰ、旭川医大小児科、札幌医科大学産婦人科から引き続き医師派遣されることが決定し、診療科目は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目となります。

夜間や休日の当直医師は、北大医学部消化器外科Ⅰから引き続き派遣されることになり、救急指定病院の機能を維持できることになりました。

**診療受付時間** 午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分

**内科** 医師の業務負担軽減などのため、火曜日と水曜日の午後は休診します。

**外科** 北大医学部消化器外科Ⅰから原則1週間単位で出張医師が担当します。

**小児科** 旭川医科大学小児科から出張医師が担当します。

**診療日程・診療内容** 広報しべちゃ「町立病院からのお知らせ」、町立病院ホームページに掲載します。

**産婦人科** 月1回、札幌医科大学産婦人科より石岡伸一医師が担当します。

**診療日** 広報しべちゃ「町立病院からのお知らせ」、町立病院ホームページに掲載します。

**受付時間** 午前の部…午前8時45分～午前11時

午後の部…午後1時～午後3時30分

予約制となっています。受診日の5日前までに、来院時または電話で予約してください。予約がなくても受け付けますが、救急の場合を除き予約の方が優先されます。

## リハビリテーション科

**提供時間** 午前の部…午前8時45分～正午

午後の部…午後1時～5時15分

予約制となっています。新患の方は医師の診療後に受診日時を予約します。

※理学療法士と作業療法士は入院・外来での個別リハビリテーションのほか、介護保険サービス事業として訪問リハビリと通所リハビリを実施しています。患者さんの待ち時間短縮と業務の効率化を図るため予約制としています。

## 「北海道小児救急電話相談」をご利用ください

北海道では、夜間における子どもの急な病気やけが（発熱、下痢、おう吐、ひきつけなどの急な症状や、誤飲などの事故）などの際に、専任の看護師や医師から症状に応じた適切な助言を受けられる「北海道小児救急電話相談事業」を実施しています。

なお、電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療ではありません。

**受付時間** 午後7時～11時（365日） **電話番号** 011-232-1599（または局番なしの#8000）

## 救急外来（時間外） 受診のお願い

救急外来を受診する方は、事前にご連絡をお願いします。円滑に診療をするためご協力ください。

救急外来は「緊急に処置や治療が必要な方々」を診療するためのもので、時間外診療ではありません。医師・看護師などの業務負担を軽減するため、緊急の場合を除き、できるだけ平日の診療受付時間内に受診をお願いします。

ご意見・ご要望は  
お気軽に  
町立病院へ

電話番号 485-2135

Eメール hospital@town.shibecha.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~hospital/

# 町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 ☎485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

**受付診療時間** 受付時間／午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分  
 ※自動再来受付機の稼働時間は午前7～11時、正午～午後3時45分です。

診療時間／午前9時～午後4時45分

**内科** ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診です。(木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております)

**外科** ●北大医学部消化器外科Ⅰから原則1週間単位で出張医師が担当します。

●毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。

**産婦人科** ●札幌医科大学産婦人科より石岡医師が担当します。

●予約制となっています。受診日の5日前までに、来院時または電話で予約してください。予約がなくても受け付けますが、救急の場合を除き予約の方が優先されます。

●診療日／4月9日(木)、10日(金)

●受付時間／(午前の部) 午前8時45分～11時、(午後の部) 午後1時～3時30分

**リハビリテーション科** ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。

**小児科** ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。

☆4月の小児科診療受付時間／

	一般診療	予防接種 (事前予約が必要です)	
	午前8:45～11:00	午後1:00～2:00	予約受付締切
7日(火)	●	●	4月6日(月)正午
14日(火)	●	●	4月13日(月)正午
21日(火)	●	●	4月20日(月)正午
28日(火)	●	●	4月27日(月)正午

## 【予防接種】

《小児科／定期接種》 ●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、**予約受付締切時間まで**に総合受付窓口または電話で申し込みください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)

●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わせください。

《16～20歳未満の日本脳炎》 ●対象の方で接種を希望される方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。

《子宮頸がん》 ●定期接種(中学1年～高校1年対象)・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。

《任意接種》 ●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

＝お願い＝町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。